

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

<p>●大成建設グループ 魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー</p>  <p>提供：大成建設株式会社一級建築士事務所 「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。</p>	<p>●明治安田生命保険相互会社 にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー</p>  <p>来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。</p>
--	--

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つの Village で地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォーム**を着用して活動するボランティアの姿を通じて、**循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」**、**スペシャルなウィークを会場全体で展開**します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

<紙チケットデザイン>



表面



裏面

(2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp



2026年3月19日 前売チケット 販売開始

- 01 公式チケットサイト等
- 02 アカウント登録・チケット購入
- 03 来場日時予約
- 04 予約日時に来場



チケットご購入は
公式WEBサイトから

※公式チケットサイト以外でも、旅行会社や販売代理店などでチケットを購入できます。
※来場日時予約は今後開始予定

入場チケットの種類・価格 ※価格は全て日本円・税込みです。

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日 ~2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも 1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障害者手帳等をお持ちの方 および同業者1名が購入可能で、 会期中いつでも1日1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも 何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間 (7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中 販売チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも 1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも 17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※年齢は2027年4月1日現在の年齢です。ただし、27年3月中の入場については2026年4月1日現在の満年齢を適用します。
※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)
※入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意しています(追加料金が必要)。

2027 チケット



公式マスコットキャラクター トウンクトウンク

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトウンクトウンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

トウンクトウンクの
詳細はこちら!

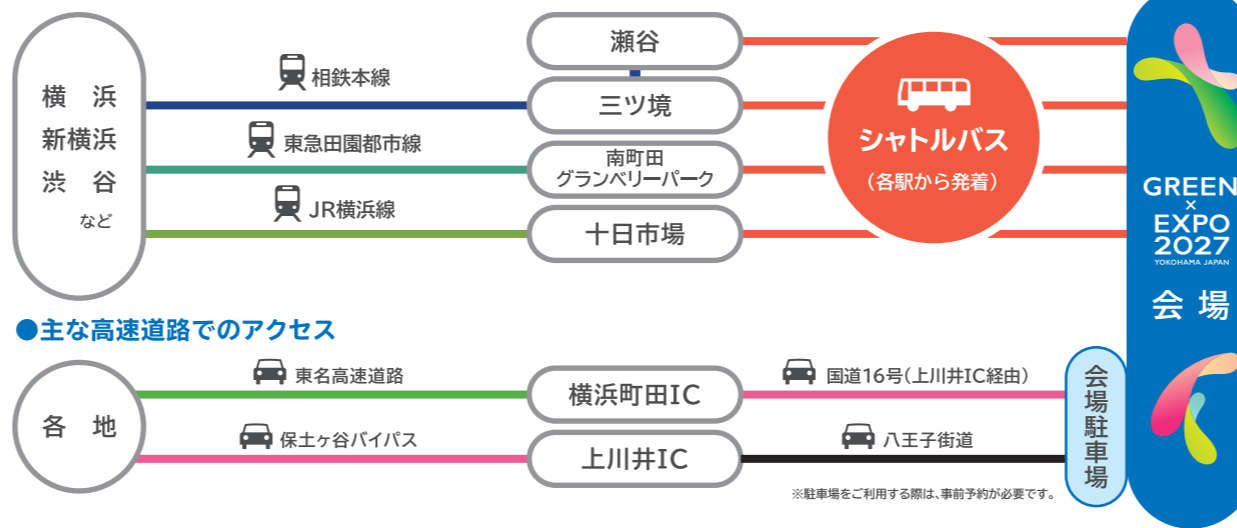


©Expo 2027

アクセス

●主な公共交通機関でのアクセス

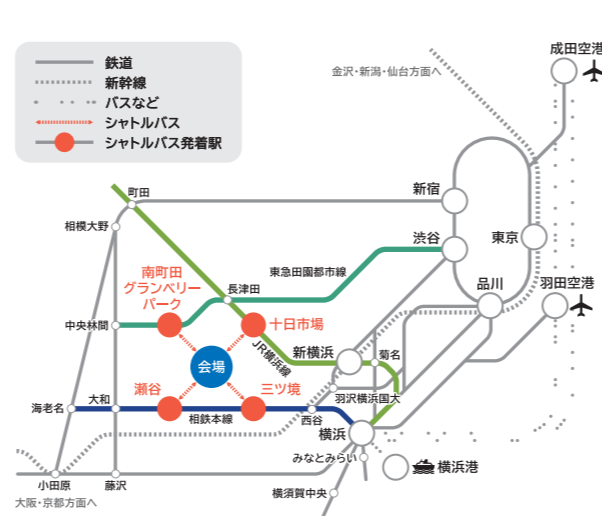
※シャトルバスをご利用の際は、事前予約が必要です。



●主な高速道路でのアクセス



●公共交通機関アクセスマップ



●自家用車アクセスマップ



発行 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

詳細は
公式WEBサイトへ



GREEN × EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26
International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027



花・緑出展

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花、フラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

世界の庭

学び・遊び

暮らし

伝統・歴史

自然の恵み

農・食/
美容・健康



屋外出展

花・緑・農・食や環境への取組に関する庭園や花壇作品などを展示 (約170件 約20,000㎡)

屋内出展

屋内庭園、フラワーアレンジメント、生け花、盆栽、農作物などの作品を展示

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

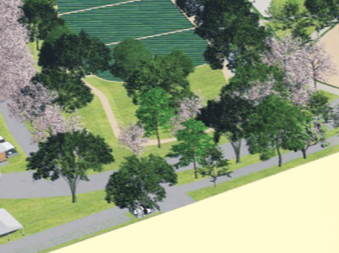
地球と。咲きに行こう。

1000万株の花や緑が彩る、地球旅行へようこそ。

Village出展



テーマ営業出店



※現時点でのイメージであり、変更となる場合があります。

四季折々の花と緑が集い、豊かな自然や生物多様性を体感できる空間が広がります。会期初めには、約40種600本の桜が咲き誇ります。花緑によるヒーリング体験の中で、地球環境の明日を考える場となります。



©(公財)日本花の会

6か月の会期のなかで移り変わる花

開幕 閉幕



二十四節気七十二候を意識し、繊細に変化する季節を活かした人の営みを風景として表現します。





※ 都市計画に対する意見書の受付：関係住民及び利害関係人は、意見書を提出することができます。

都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付

期間	令和8年5月15日(金)から令和8年5月29日(金)まで(土・日は除く)
縦覧場所	横浜市 都市整備局 都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ウェブサイト都市計画市素案の概要を御覧になれます。
公述申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係人は、市素案に対して公開の場で意見を述べる機会である「公聴会」における公述の申出ができます。(横浜市電子申請システムから提出又は都市計画課へ持参若しくは郵送(期間内必着)) ※公述申出書の様式は自由です。(住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載ください。) ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

公聴会の日時及び会場(公述申出があった場合に開催)

日時	令和8年7月2日(木) 19時開始
会場	瀬谷公会堂 講堂(瀬谷区二ツ橋町190)
その他	公聴会開催の有無は、6月3日(水)以降に横浜市ウェブサイト御確認いただくか、横浜市都市整備局都市計画課(045-671-2657)に電話でお問い合わせください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については後日、横浜市ウェブサイトで公表します。

お問合せ先

事業内容に関する こと	横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷交通整備課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 30階 北側 TEL 045-671-4607 FAX:045-550-4106 MAIL:da-kamikouart@city.yokohama.lg.jp
都市計画手続 に関する こと	横浜市 都市整備局 都市計画課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 22階 北側 TEL 045-671-2657 FAX:045-550-4913 MAIL:tb-toshikeikaku@city.yokohama.lg.jp 市素案説明会 横浜市市素案説明会 で検索 市素案縦覧・公聴会 横浜市市素案縦覧 で検索

令和8年1月に実施した事業説明会の資料については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。 [新たな交通](#) で検索



都市計画市素案説明会のお知らせ

～新たな交通(瀬谷バス専用道線)の都市計画変更(追加)について～

横浜市では、道路混雑の抑制や来街者への交通利便性の向上、将来的には誰もが移動しやすい持続可能な地域交通を整備し、本市西部地域の交通ネットワークを構築していくことを目的に、瀬谷駅を起点とする新たな交通の導入を検討しています。

このたび、瀬谷・上瀬谷間に整備する横浜国際港都建設計画道路『9・6・1号瀬谷バス専用道線』の都市計画市素案を作成しましたので、都市計画市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。



都市計画市素案説明会の日時及び会場

日時	【第1回】令和8年5月15日(金) 19時00分～20時30分(開場18時30分)(予定) 【第2回】令和8年5月16日(土) 13時30分～15時00分(開場13時00分)(予定)
会場	瀬谷公会堂 講堂 (瀬谷区二ツ橋町190) ※瀬谷区役所内
現地開催	
備考	※説明内容は動画配信と同じです。また、各回とも説明内容は同じです。 ※申込は不要です。直接会場へお越しください。(満席の場合はご参加いただけませんのでご了承ください) ※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。なお、駐車場は有料となりますのでご注意ください。
動画配信	日時 令和8年5月15日(金)から令和8年5月29日(金)まで 場所 横浜市ウェブサイト上での動画配信(音声付説明動画) 横浜市市素案説明会 で検索

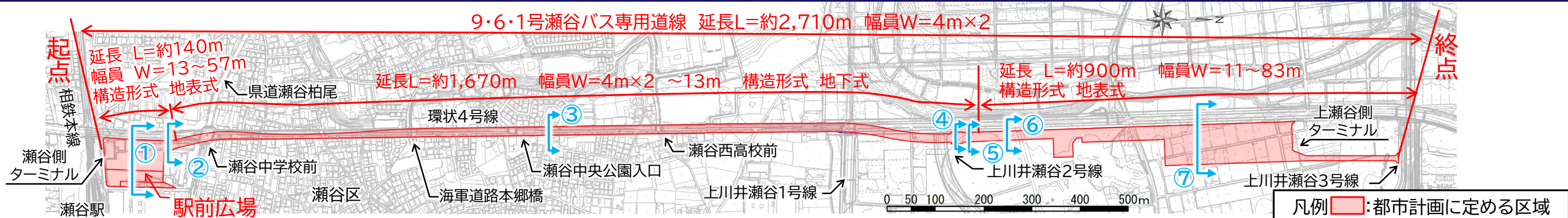
■ 9・6・1号瀬谷バス専用道線

本市西部地域のバス交通ネットワークを新たに構築するとともに、旧上瀬谷通信施設地区の土地利用転換に伴う交通需要に対応するため、バス専用道路及び駅前広場を追加します。

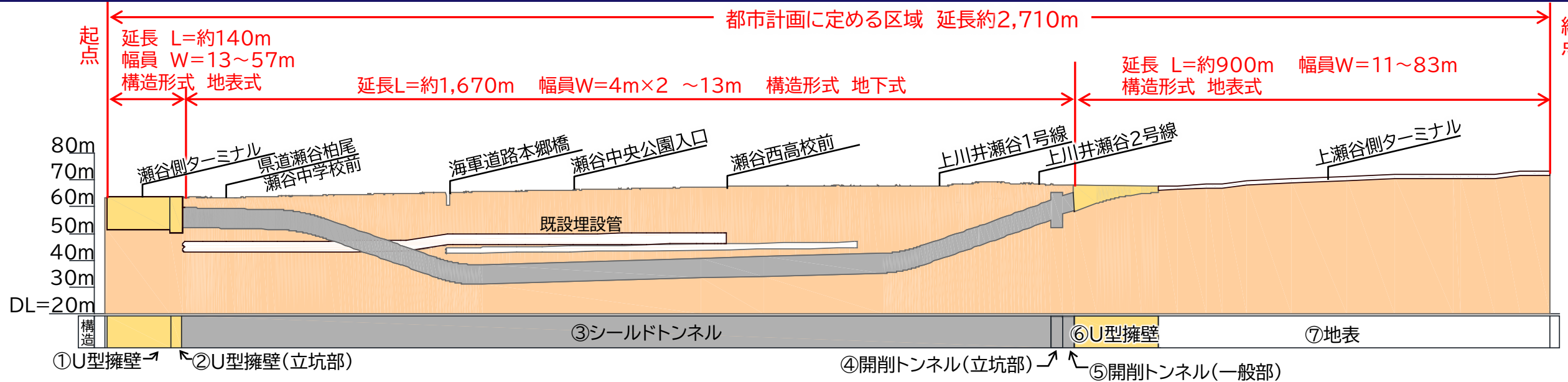
1 都市計画に定める事項

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差構造	
特殊街路	9・6・1	瀬谷バス専用道線	瀬谷区中央	瀬谷区瀬谷町	瀬谷区本郷二丁目	約2,710m		4m×2		バス専用道路 面積約3,100㎡
		構造形式の内訳	瀬谷区中央	瀬谷区瀬谷町		約1,670m	地下式	4m×2～13m		
					約1,040m	地表式	11～83m	幹線街路3・4・3号環状4号線と平面交差		
	なお、瀬谷区中央地内に駅前広場を設ける。									

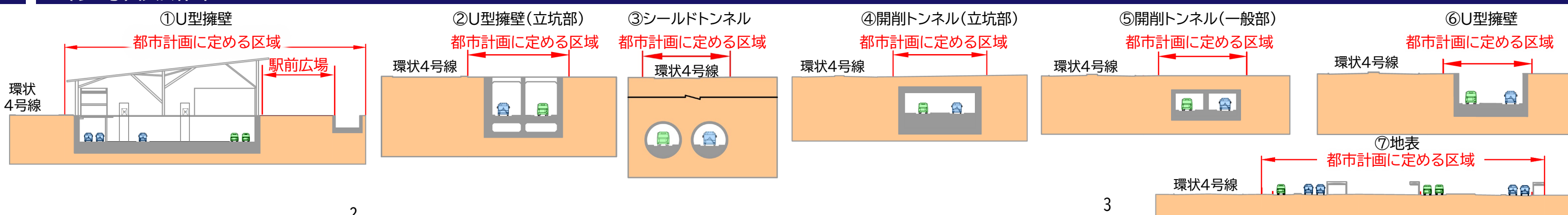
2 平面図



3 (参考)縦断図



4 (参考)横断図



ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所での配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

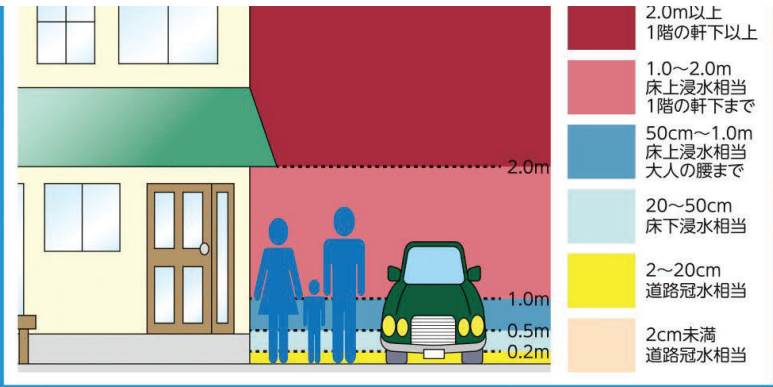
（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。



※洪水ハザードマップ・高潮ハザードマップの浸水深とは、浸水階級差が異なります。

○避難する際に注意する箇所

	アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所（進入すると危険なため、冠水時の通行は控えてください。）
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

	都県界		高速道路・有料道路
	市区界		主要道路
	町丁目界		指定緊急避難場所
	JR線・駅		雨量観測所
	私鉄線・駅		水位観測所
	市営地下鉄線・駅		河川監視カメラ
	河川、遊水池		

指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）

◇指定緊急避難場所*はあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、**すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。**

※指定緊急避難場所：災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	上瀬谷小学校	瀬谷町7140	C-4	⑨	南瀬谷小学校	南瀬谷1-1-1	D-7
②	相沢小学校	相沢2-56-1	D-5	⑩	南瀬谷中学校	南台2-2-8	D-7
③	二ツ橋小学校	二ツ橋町507	E-6	⑪	原中学校	阿久和西2-1-6	E-8
④	瀬谷小学校	相沢4-1-1	D-6	⑫	瀬谷さくら小学校	下瀬谷3-58-1	D-8
⑤	瀬谷中学校	中央5-41	D-6	⑬	原小学校	阿久和東4-33-1	E-9
⑥	大門小学校	本郷3-47-5	C-6	⑭	県立横浜ひなたやま支援学校	南瀬谷2-20	D-9
⑦	三ツ境小学校	三ツ境157	E-7	⑮	旧阿久和小学校	阿久和南4-8-2	E-9
⑧	瀬谷第二小学校	橋戸2-41-1	D-7				

※⑥大門小学校・⑫瀬谷さくら小学校は、原則として開設しません。



要配慮者利用施設等の確認はこちらから

想定条件
1時間で153mmの降雨
想定最大規模降雨

瀬谷区

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課

担当 武

電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961

メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トウントゥンク

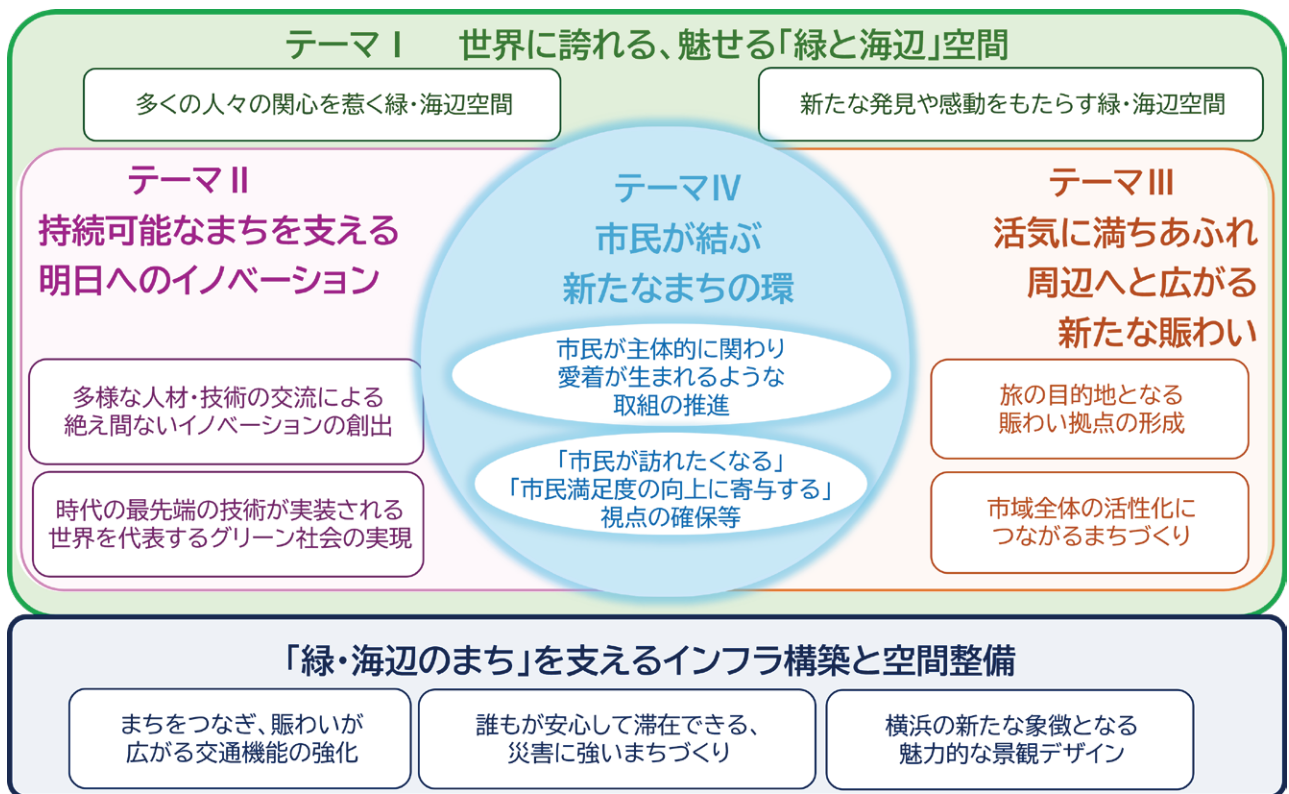
GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマII及びIIIを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト **NEW**

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様に愛されるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

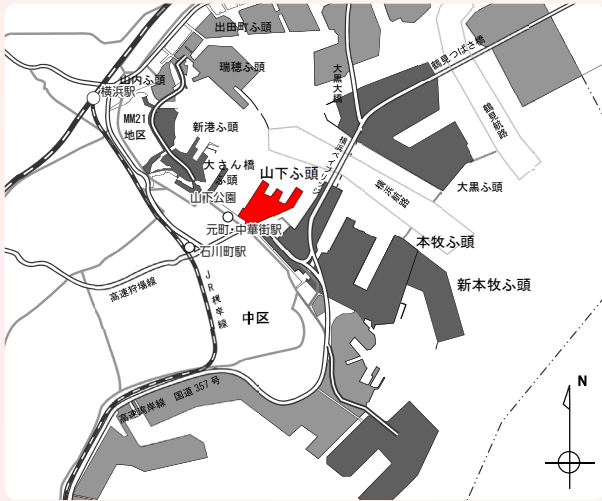
周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

瀬谷区内火災・救急状況

瀬谷消防署
令和8年3月31日現在

火 災

区分	年別	令和8年	令和7年	増△減
件数		10	6	4
種別	建物	3	2	1
	林野		0	0
	車両		0	0
	船舶		0	0
	航空機		0	0
	その他	7	4	3
	損害程度	焼損床面積 (㎡)	74	0
死者(人)			0	0
負傷者(人)			0	0
主な原因	放火(疑い含む)	5	3	2
	たばこ		0	0
	こんろ		0	0
	電気機器	1	0	1
	配線器具	1	1	0
	上記以外	3	2	1
	1日あたり		0.1	0.1

連合町内会別火災発生件数

連合町内会名	令和8年
阿久和北部連合自治会	0
阿久和南部連合自治会	1
三ツ境連合自治会	0
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	2
瀬谷第二地区連合自治会	3
瀬谷第四地区連合自治会	1
南瀬谷自治連合会	0
宮沢連合自治会	0
相沢町内連合会	0
その他	3
合計	10

救 急

区分	年別	令和8年	令和7年	増△減
件数		1,865	2,180	△ 315
急病		1,349	1,598	△ 249
交通事故		70	69	1
一般負傷		339	420	△ 81
その他		107	93	14
1日当たり		20.7	24.2	△ 3.5

分団別火災発生件数

分 団 名	令和8年
第一分団	2
第二分団	2
第三分団	3
第四分団	3
合計	10

月別火災件数・死負傷者状況

区分	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
件数		4件	3件	3件										10件
死者														
負傷者														

日付	災害種別	発生場所	内 容
3月5日	その他火災	阿久和南 二丁目	街路灯配線から出火
3月6日	その他火災	北新	公園内にて発生
3月9日	その他火災	瀬谷町	歩道上にて発生

(各表の数値は速報値であり、確定値ではありません。)

瀬谷消防署からのお知らせ

【初期消火活動を支える取組】

○大規模な地震が発生した場合、同時に複数の火災が起こるおそれがあり、消防隊がすべての現場へ対応できない状況が想定されます。火災の初期段階に、地域で消火活動を行えるよう、自治会町内会等が**スタンドパイプ式初期消火器具**や**初期消火器具**を収納する初期消火箱を設置する場合、費用の一部を助成しています。また、器具が経年劣化等により使用できなくなることを防ぐため、更新に対する助成も行っています。



スタンドパイプ式初期消火器具一式



初期消火器具を収納する初期消火箱

【初期消火器具を使用した消火訓練の実施】

○地震火災による被害を軽減するため、各地区を所管する消防署が、地域の皆様を対象に防災訓練の指導を行っています。訓練では、自治会町内会等が設置した初期消火器具の使用方法の確認や、消火訓練の実施支援を行います。



消火栓と初期消火器具を用いた消火訓練の様子

初期消火器具整備費用の一部補助について【御案内】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 申請要件

次の3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：添付の申請書に必要事項を記入し、瀬谷消防署に御提出をお願いいたします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードすることもできます。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



4 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材すべての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資器材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）

5 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から次の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、御確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

6 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、瀬谷消防署へ御連絡ください。

瀬谷消防署総務・予防課 予防係

立塚・柁淵：電話/FAX 045-362-0119（代）

Eメール sy-seyayobou@city.yokohama.lg.jp

第1号様式（第5条第3項）

年 月 日

横浜市長

団体名
住所
代表者職・氏名
電話 ()

初期消火器具整備費補助金前金払い申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金交付申請書を提出するにあたり、補助金の前金払いを希望しますので、関係書類を添えて申請します。

1 前金払い申請理由

2 予定する整備種別（該当箇所に✓）

初期消火箱 スタンドパイプ式初期消火器具

3 予定する整備内容（該当箇所に✓）

新規設置 全部更新 一部更新

4 整備予定場所

_____ 区

※整備内容が新規設置かつ整備予定場所が、横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める重点対策地域の場合

整備予定場所の住所が重点対策地域に該当する町丁目である。

5 整備費用予定総額

_____ 円

6 補助申請予定額

_____ 円

7 添付書類

- 自治会等の収入及び執行予定の分かる書類（事業計画、総会資料等）
 見積書の写し

区連会 4 月 説明 資料
令和 8 年 4 月 1 6 日
瀬谷区 社会 福祉 協議 会

瀬日赤第 2 0 3 号
令和 8 年 4 月 1 6 日

瀬谷区
各地区連合会長 様

日本赤十字社瀬谷区地区委員会
委員長 山岸 秀之

令和 8 年度 日本赤十字社「会費」募集運動について

標記につきまして今年度も 5 月～7 月の日本赤十字社「会費」増強運動月間に合わせて「会費」募集運動を実施いたします。

日本赤十字社瀬谷区地区委員会総会【2 月期】にてご了承いただき、後日、各自治会・町内会会長様あてに次のとおり依頼文と「会費」募集運動に係る資料をお送りさせていただきます。

資料に関しましては、昨年度の実績数に基づき各自治会・町内会会長様にお送りし、追加で必要資料がある場合にはご連絡いただけるよう、ご案内いたします。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【日赤瀬谷区地区委員会】
瀬谷区二ツ橋町 4 6 9
せやまる・ふれあい館
0 4 5 - 3 6 1 - 2 1 1 7
担当：川口

瀬日赤第203号
令和8年4月16日

各自治会・町内会 会長 様

日本赤十字社瀬谷区地区委員会
委員長 山岸 秀之

令和8年度『日赤』会費募集の実施について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当会の運営につきましては格別なるご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も例年のとおり赤十字運動月間事業として、標記運動を実施いたします。

日本赤十字社は、国内外における災害等救援活動をはじめ救急法などの講習普及事業、青少年赤十字活動など、様々な活動を行っております。この活動を支えているのが、赤十字活動資金です。活動資金は、皆さまからの会費によって支えられています。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、「会費」募集運動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 実施期間

「赤十字会員増強運動」期間を5月1日～5月31日としており、7月末までを目途に取りまとめて頂けると幸いです。

2 予定額

次の金額については、あくまで会費のご判断をいただく際の日安であり、強要されるものではないことをご理解願います。

自治会・町内会名	4月1日現在の 自治会加入世帯数	左欄から2.5%控除 した基礎世帯数	日赤会費 1世帯200円
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※各自治会・町内会には、それぞれの予定額が明記されたものを送付します</div>			

3 納入方法

(1) ゆうちょ銀行口座への振込み

同封の払込取扱票（青色の振替払込書）を利用し、窓口で手続きしてください。窓口以外（ATM、ゆうちょダイレクト等）での送金は免除対象外です。

口座番号	00230-8-99767
口座名	日本赤十字社神奈川県支部横浜市瀬谷区地区

●本口座は社会福祉の増進を目的とする寄付金募集のための口座として無料送金サービスの承認を受けていますので、窓口手数料、硬貨手数料、振込手数料が免除になります。

●通信欄に自治会町内会名を必ずお書きください。

4 窓口へのお持ち込み

月曜日～金曜日（祝日を除く）の9：00～16：00の間に、
日赤瀬谷区地区委員会窓口（瀬谷区社会福祉協議会）へご持参ください。

5 送付資材

令和7年度と同数の資材をお送りしております。過不足のある場合はご連絡ください。

●2,000円以上のご協力をくださった方で会員登録を希望される場合は、受領証のご住所欄も記入してください。会員の皆様には会報などの送付をさせていただきます。会員登録希望の方がいた場合には、事務局にご連絡をお願いいたします。

●2,001円以上納付（日赤以外の寄付金額合算も可）された個人の方は税制上の優遇措置が受けられます。ご希望の方は事務局までお問合せください。

●20,000円以上納入された方は日本赤十字社の表彰の対象となるため、お手数ですがご住所・氏名・電話番号をお知らせください。

6 事務局・お問い合わせ

横浜市瀬谷区社会福祉協議会 担当：川口
〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町469番地 せやまる・ふれあい館2階
TEL 361-2117 FAX 361-2328

<送付資材一覧表>

NO.	資材・書類名称	数量	使い方・説明等
1	ポスター	掲示板数	自治会・町内会の掲示板に掲示いただき、周知をお願いします。サイズはA4です。
2	払込取扱票 (青色の振替払込書)	1枚 (納入用)	*郵便局の窓口のみでご利用ください。 *窓口手数料、硬貨手数料、振込手数料が免除になります。 【注】赤色の振替払込書は使用できません。
3	小冊子	1冊	赤十字活動を紹介する冊子です。
4	回覧用チラシ	1枚	会費をお願いするためのチラシです。
5	協力会員門標	1枚	500円以上寄付者の中で、希望の方にお渡しするシールです。 なお、2,000円以上の協力者（会員）に関しては神奈川県支部にて対応します。
6	会費用封筒	1枚	会費を集める際に使用する封筒などとしてご使用ください。
7	委嘱状	1シート	班長など会費を集める方の活動を証明するため、赤十字が委嘱したという証明書です。 使用時にお名前をお書きください。
8	会費受領証	1部	日赤会費に協力いただいた寄付者に対する領収書です。（1冊10枚綴り）
9	瀬谷区社会福祉協議会からご依頼している各種募金等について	1部	瀬谷区社会福祉協議会からご依頼している各種募金の依頼時期等を記載しています。オレンジ色の枠内をご確認ください。

※No. 3～9の資材については、見本として1つつ同封しています。

なお、昨年度必要資材数のご連絡をいただいていた自治会・町内会様へは、昨年度の実績分を送付いたします。

※ご確認いただき必要な資材がある場合は、事務局までFAXまたはお電話にてご連絡いただければ郵送にてお届けいたします。

※資材数に変更がある場合は、お手数おかけしますが、事務局までFAXまたはお電話にてご連絡ください。次年度から資材数を変更いたします。

【事務局】

日本赤十字社瀬谷区地区委員会

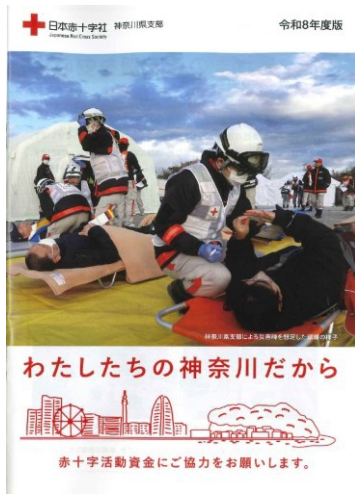
横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階

瀬谷区社会福祉協議会内 電話：361-2117 FAX：361-2328

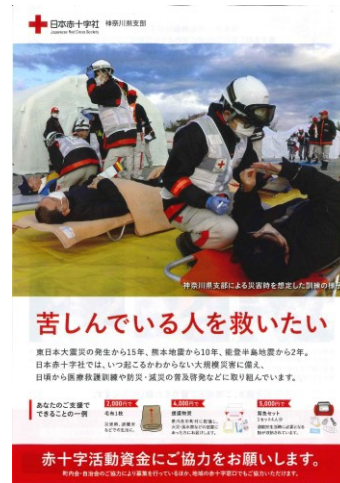
<資材見本>

資材番号3 小冊子

赤十字活動を紹介する冊子です。



資材番号4 回覧用チラシ



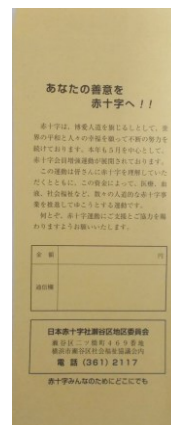
資材番号5 協力会員門標

500円以上寄付者の中で、希望の方にお渡しするシールです。



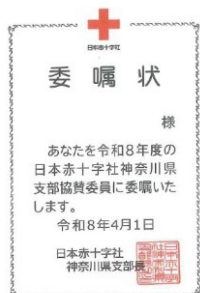
資材番号6 会費用封筒

戸別ごとに集める為に使用します。



資材番号7 委嘱状

班長など会費を集める方の活動を証明するため、赤十字が委嘱したという証明書です。



資材番号8 会費受領証

日赤会費に協力いただいた寄付者に対する領収書です。(1冊10枚綴り)



赤十字活動資金にご協力をお願いします



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

苦しんでいる人を救いたい

東日本大震災の発生から15年、熊本地震から10年、能登半島地震から2年。
日本赤十字社では、いつ起こるかわからない大規模災害に備え、
日頃から医療救護訓練や防災・減災の普及啓発などに取り組んでいます。







日赤 かながわ



瀬谷区社会福祉協議会からご依頼している各種募金等について

～依頼の時期、目安額、使いみちなどについてご案内します～

1 日本赤十字社会費 依頼時期 4月 目安額:1世帯あたり200円	 <p>被災地での救護活動や献血バスなどの血液事業、視覚障害者のための施設運営や赤十字病院の運営等に活用されています。 区内では、火災に遭われた方への見舞金や、視覚・聴覚障害者への支援活動を行っている団体等への助成金、区民を対象にした救急法講座開催などに活用しています。</p>
2 賛助会費 依頼時期 6月 1口 1,000円～	 <p>瀬谷区社協の実施する事業に対してご賛同をいただき、資金面でのご支援をいただくものです。自治会・町内会を通じてご協力をいただいております。 賛助会費のうち、約90%を地区社協活動やボランティア活動団体への助成金として地域に還元しています。</p>
3 ①世帯会費②更生保護協会会費 依頼時期 6月 ①世帯会費:1世帯あたり 70円 ②更生保護協会:1世帯あたり 15円	 <p>①瀬谷区社協の活動を安定的に継続していくために、正会員である自治会・町内会の皆様に会費納入をお願いしています。 ②更生保護協会は、地域から犯罪をなくして住み良い地域社会づくりを進めるため「社会を明るくする運動」などの啓発活動を実施しています。 ※瀬谷区防犯協会会費(65円)・瀬谷区スポーツ協会会費(50円)と合わせてご依頼します。</p>
4 共同募金、年末たすけあい募金 依頼時期 9月 目安額:1世帯あたり325円 (一般募金 270円 + 年末たすけあい募金 55円)	 <p>共同募金運動は、民間の社会福祉活動を支援する総合的な募金活動で、皆様から寄せられた募金は、民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体及びボランティア団体や瀬谷区内の12地区社協への助成金として配分されます。 年末たすけあい募金は、瀬谷区社協を通じて、区内の援助を必要とする方々や福祉団体・ボランティアグループに配分されます。</p>

※1、2、4の納入は任意となります。2001円以上(合算可)の寄付をいただくと、税制上の優遇措置が受けられます。

寄付金控除についてはこちら
(国税庁HP)をご覧ください。



【各種募金等に関するお問合せ】(福)横浜市瀬谷区社会福祉協議会
横浜市瀬谷区二ツ橋町469番地 せやまる・ふれあい館2階
TEL:045-361-2117 FAX:045-361-2328

赤十字活動資金にご協力をお願いします



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

苦しんでいる人を救いたい

東日本大震災の発生から15年、熊本地震から10年、能登半島地震から2年。
日本赤十字社では、いつ起こるかわからない大規模災害に備え、
日頃から医療救護訓練や防災・減災の普及啓発などに取り組んでいます。



日赤 かながわ



自治会町内会長各位

瀬谷区総務課長

防災スピーカーの運用及び試験放送の実施について（情報提供）

日頃より、瀬谷区の防災事業の推進に御理解・御協力をありがとうございます。

さて、瀬谷区に現在設置されている境川流域設置防災スピーカー（4基）及び横浜市防災スピーカー（11基）の運用について、6月からの出水期に備え、改めてお知らせすると共に、試験放送を実施することとしましたので御理解くださいますようお願いいたします。

1 防災スピーカーの運用について

名称	放送方法	放送内容	設置数
境川流域 設置防災 スピーカー	手動放送	境川が増水した際に、流域にお住いの皆様に向けて避難情報（「避難指示」等）のみを放送	4基
横浜市防災 スピーカー	自動放送 （Jアラート）	区民の皆様に向けて国民保護情報、緊急地震速報（震度5弱以上）や気象特別警報等を放送	11基

※設置場所は裏面「(参考) 瀬谷区内の防災スピーカー設置状況」参照

2 試験放送について

- 瀬谷区が独自に行うもの【境川流域設置防災スピーカー（4基）及び横浜市防災スピーカー（11基）】
令和8年7月2日（木） 午前11時頃
※「試験 試験 こちらは瀬谷区役所です。現在防災スピーカーの試験放送を実施しています 以上試験」（3回繰り返し）
- （参考）令和8年度Jアラート全国一斉情報伝達試験【横浜市防災スピーカー（11基）】
令和8年6月3日（水）、8月26日（水）、11月11日（水）、令和9年2月3日（水）
※いずれの日程も午前11時頃に実施予定
※♪ピンポンパンポン（上り4音チャイム）「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）♪ピンポンパンポン（下り4音チャイム）
※国際情勢等を踏まえ、延期又は中止とする場合は、横浜市ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ】

担当：瀬谷区総務課防災担当

電話：367-5611 FAX:366-9657

(参考) 瀬谷区内の防災スピーカー設置状況



地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

瀬谷区総務課長

緊急情報伝達システムへの登録について（お願い）

陽春の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から瀬谷区の防災行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、瀬谷区では風水害時の避難場所の開設情報等を自治会町内会長等の皆様に迅速に行うため、「緊急情報伝達システム」を導入しております。

つきましては、瀬谷区緊急情報伝達事業に御理解をいただき、瀬谷区総務課まで申請をお願いいたします。

1 登録期間

令和8年6月1日（月）から令和9年5月31日（月）まで

※現在登録されている方は、登録期間の終了をもって自動的に削除しています。次期間に登録を希望される方は再申請をお願いいたします。

2 申請方法

次のうちどちらかの方法で申請をお願いいたします。

- (1) 別紙「令和8年 緊急情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、瀬谷区総務課に御提出ください。
- (2) 下記二次元コードを読み取り、横浜市電子申請・届出システムから御申請ください。



【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/45442b20-7524-44f7-9a9a-d834c79a8b29/start>

〈登録をお願いする方〉

- 1 地区連合町内会長の役職にある方
- 2 自治会町内会長の役職にある方
- 3 自治会町内会等の防災組織として活動している方
- 4 河川の浸水域に居住しており、瀬谷区長が登録の必要性を認めた方

3 申請期限

令和8年5月29日（金）まで

※6月からの出水期に備えてお早めに御申請ください。

裏面あり

4 伝達訓練の実施について（予定）

- (1) 令和8年6月4日（木） 午前10時頃
- (2) 令和8年7月1日（水） 午前10時頃
- (3) 令和8年8月4日（火） 午前10時頃

※実施日時は、変更又は中止になる場合があります。

※「0570-095-999」から架電します。

※訓練内容を御確認いただき、電話機のシャープボタン(＃)を押すことで受話確認となり、受話確認ができない場合最大3回までリダイヤルされます。

【お問い合わせ】

担当：瀬谷区総務課防災担当

電話：367-5611 FAX:366-9657

瀬谷区緊急情報伝達システム

昨今、ごく短時間に発生する猛烈な豪雨、いわゆる「集中豪雨」が増えています。瀬谷区においても、過去河川の急激な水位上昇に伴い河川が溢水し、被害が発生しました。

風水害等における被害を軽減するためには、**各自が主体的に気象情報や河川の水位情報を収集し、危険が及ぶ場合は速やかに避難する等、状況に応じた対策を講じる必要があります。**

瀬谷区では、区内の風水害等に係る情報を迅速に情報提供することを目的に、**連合町内会長をはじめ、各单位自治会町内会長の方へ「緊急情報伝達システム」にて、緊急情報を提供しています。**

緊急情報伝達システムとは…

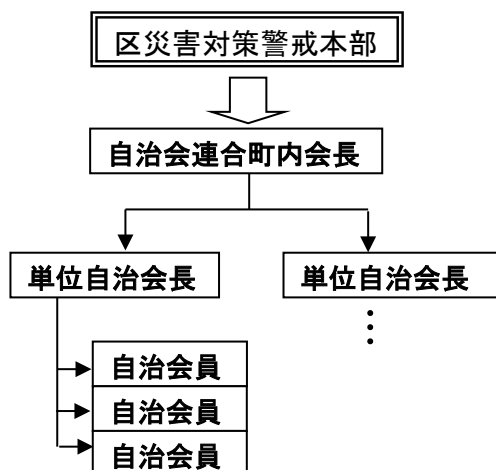
区内の災害等に係る緊急情報などを、

自宅の固定電話や携帯電話へ音声でお知らせするシステムです。



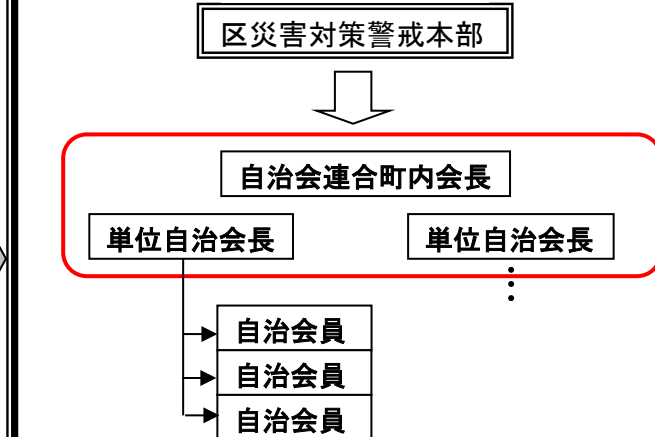
登録をお願いする方は、原則として**連合町内会長及び自治会町内会長等（防災担当者）**とさせていただきます。

システム登録前



※情報伝達に時間が掛かるほか、階層が多くなり伝達内容に差が生じやすくなります。

システム登録後



※システム未登録者に対しては、連合町内会長からの連絡が必要となります。

【区民の皆さまに情報を直接お送りするその他の手段】

○横浜市防災情報Eメール

気象警報・注意報や河川水位情報等をはじめとする防災情報をEメールで配信するものです。登録は下記キーワードによる検索又は右記二次元コード読取によりお願いします。

検索 横浜市 防災情報Eメール



○瀬谷区情報メールマガジン

区独自の情報を携帯電話やパソコンにメール配信するもので、情報伝達システムと同内容をお送りします。登録は下記キーワードによる検索又は右記二次元コード読取によりお願いします。

検索 瀬谷区 情報メールマガジン



令和8年 緊急情報伝達システム登録申請書
(登録期間：令和8年6月1日～令和9年5月31日)

年 月 日

(申請先)
横浜市瀬谷区長

緊急情報伝達システムへの登録を希望するので、次のとおり申請します。

氏名	
自治会町内会	
住所 連絡先電話番号	
登録を希望する 電話番号	※本システムの緊急性の観点から、 <u>電話番号での申請・登録をお願いいたします。</u>
登録該当要件	<input type="checkbox"/> 連合町内会長の役職にある者 <input type="checkbox"/> 自治会町内会長の役職にある者 <input type="checkbox"/> 自治会町内会等の防災組織として活動している者 <input type="checkbox"/> 河川が溢水した場合、浸水域に居住しており、かつ瀬谷区長が登録の必要性を認めた者 ※上記のいずれかにチェックをしてください。
備考	

※ 登録期間は、原則として申請した年の6月1日から翌年5月31日までの1年間です。
前年登録の延長はできないため、継続希望の場合は本申請書での再申請をお願いいたします。

【申請方法】※①②のいずれかの方法で申請をお願いします。

- ①上記登録申請書に必要事項を記載のうえ、下記問合せ先窓口へ御持参いただく、または、FAX、郵送にて御提出をお願いいたします。
- ②右記二次元コード読取のうえ横浜市電子申請・届出システムから御申請いただくことも可能です。



【問合せ先】

瀬谷区役所 総務課 防災担当 (Tel. 367-5611 Fax.366-9657)
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地

自治会町内会長各位

瀬谷区総務課長

「風水害時」避難場所の変更について

台風等の風水害時に開設される避難場所について、現行の「瀬谷中学校」から「瀬谷小学校」に変更いたします。この取扱いを5月11日から開始しますので、地域の皆様に周知させていただくため、別添の「お知らせ」について班回覧をお願いします。

なお、瀬谷中学校以外の風水害時避難場所や、地震の際に開設する「地域防災拠点」については、変更ありません。

【台風等の風水害時避難場所（現行と変更点）】

開設条件	現行（～5月10日）	変更後（5月11日～）
① 境川の浸水被害が予測される場合	<u>瀬谷中学校</u> 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校	<u>瀬谷小学校</u> 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校
② 区内複数河川に浸水被害が予測される場合	<u>瀬谷中学校</u> 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校 原小学校	<u>瀬谷小学校</u> 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校 原小学校
③ 浸水被害に加え、風による被害が予測される場合	<u>瀬谷中学校</u> 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校 原小学校 三ツ境小学校 二つ橋小学校	<u>瀬谷小学校</u> 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校 原小学校 三ツ境小学校 二つ橋小学校

【避難場所の開設について】

災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、全ての避難場所を開設するわけではありません。

避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ等で開設されている避難場所をご確認ください。

瀬谷区ウェブページ



瀬谷区公式X



横浜市避難ナビ



【お問い合わせ】

担当：瀬谷区総務課防災担当

電話：367-5611 FAX:366-9657

大雨・台風時の風水害時避難場所について

瀬谷中学校から瀬谷小学校に変更します

【令和8年5月11日(月)から】

- ※ 地震の際に開設する「地域防災拠点」(避難所)については、変更ありません。
- ※ 災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありません。避難する際は、必ず、市・区のウェブページや、テレビ等で開設されている避難場所をご確認ください。

災害時避難情報を配信します

瀬谷区ウェブページ



瀬谷区公式X



横浜市避難ナビ



瀬谷区では、次の3つの状況を基本として開設する避難場所を判断しています。

	開設条件	開設する避難場所
①	境川の浸水被害が予測される場合	瀬谷中学校 ⇒ 瀬谷小学校(5月11日から変更) 上瀬谷小学校 瀬谷第二小学校
②	区内複数河川に浸水被害が予測される場合	①の3か所 + 原小学校
③	浸水被害に加え、風による被害が予測される場合	②の4か所 + 三ツ境小学校、二つ橋小学校

【参考情報】自主避難場所(瀬谷区役所)について

風水害時に、自宅で安全に過ごすことに不安がある方の受入れが必要と判断される場合には、瀬谷区役所を自主避難場所として開設することがあります。

開設時は瀬谷区ウェブページでお知らせします。(駐車場の減免はありません。)

【お問い合わせ】

担当：瀬谷区総務課防災担当

電話：367-5611 FAX:366-9657

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

瀬谷区総務課長

統計情報サイト「瀬谷区基本データ」の開設について

平素より、市政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本区ではこれまで、区に関する各種統計データを取りまとめた「瀬谷区区勢統計要覧」を毎年刊行してまいりました。このたび、データ利活用の推進の方向性を踏まえ、統計情報の提供方法を、これまでの冊子形式からウェブを活用した形に見直し、より広く閲覧・活用いただけるウェブサイト「瀬谷区基本データ」を開設いたしました。

本サイトでは、町丁別の人口や面積のほか、身近な暮らしに関するデータなどを掲載しております。地域の現状把握や各種活動の検討資料としてご活用いただけますと幸いです。

1 URL・QRコード（こちらからご覧いただけます）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kusei/tokei/basicdata.html>



2 掲載内容

11項目（区の紹介、区のおゆみ、地勢、人口、産業、生活環境、教育・文化、市税、福祉・保健、統計・選挙、その他お知らせ）



サイトイメージ

瀬谷区総務課統計選挙係

担当：竹田、松本

Tel：367-5615

Mail：se-toukei@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催300日前記念

瀬谷駅前 青空カフェ

～みんなで咲かせる未来の花～

2026年

5月23日(土)

11:00-15:00(雨天中止)

瀬谷駅北口駅前広場



ちょっとひと休み フード&ドリンク

- 瀬谷区内福祉作業所によるドリップコーヒーやお菓子の販売
- 瀬谷産の野菜を使ったキッチンカーによる野菜カレーなどの販売

みんなで楽しむ 体験ワークショップ

- 子育て応援ネットワークによるモールのお花づくり
- 中屋敷地域ケアプラザによるお花型のレジン作品づくり

横浜グリーンエキスポ 紹介ブース

- 地域で育てたアサガオの種の配布
- 啓発グッズの配布(数量限定)
- パネル展示

※そのほか
シェアサイクルの紹介など

主催:瀬谷区役所

協力:中屋敷地域ケアプラザ、瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会

後援:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問合せ:横浜市瀬谷区 区政推進課 TEL:045-367-5631 E-mail:se-kusei@city.yokohama.lg.jp

©Expo 2027



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン



自治会・町内会長 各位

瀬谷区区政推進課長

自治会町内会館における緑のカーテンづくりの取組への御協力について（依頼）

日頃から、瀬谷区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、瀬谷区では夏の節電に向けた環境行動のひとつとして、区民の方々への緑のカーテンの普及に取り組んでいます。

そこで、多くの方々が利用し、PR効果の高い自治会町内会館での緑のカーテンづくりの取組に御協力をお願いします。

なお、御協力いただける場合には、ゴーヤの苗を提供させていただきます。

1 申込方法

別添の申込書に希望数等を御記入の上、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

(1) 窓口

瀬谷区役所 3階 37番窓口

(受付時間：8：45～17：00 ※土日・祝日を除く)

(2) FAX

365-1170

(3) メール

se-kikaku@city.yokohama.lg.jp

2 申込期限

令和8年5月15日（金）※期限に間に合わない場合はご相談ください

3 受け渡し方法

申込書に御希望の受け渡し方法を御記入ください。

※配布については、6月を予定しております。配布総数が決定し次第、こちらから御連絡させていただきます。

注意事項

- 個人宅での使用はお断りさせていただきます。
- 苗は区民ボランティアの方々方が育成してくださっているものをお渡しするため、実数に応じて配布数を調整させていただく場合があります。

【お問合せ先】

瀬谷区区政推進課企画調整係 猪野、小宮

電話：367-5632 FAX：365-1170

自治会町内会館 ゴーヤ苗申込書

こちらの申込書に御記入の上、以下のいずれかの方法で担当まで御提出ください。

- 窓口：瀬谷区区政推進課 37番窓口
(受付時間：8：45～17：00 ※土日・祝日を除く)
 - ファックス：365-1170
 - メール：se-kikaku@city.yokohama.lg.jp
- 提出期限：5月15日(金)

- 自治会町内会名 _____ 会
- 御担当者様 _____ 様
- 御連絡先（電話） _____
- 苗希望数 _____ ポット
- 受け渡し方法 _____ 会館へお届け・区役所でお渡し・その他()
(いずれかに○をしてください)

※プランターを御使用の場合は、1つのプランターに苗を1～2本植えるとよく育ちます。多すぎると栄養が不足し大きく育たないので御注意ください。

- お届け先のご住所

- その他（連絡事項などがございましたら御記入ください。）

【問合せ先】

瀬谷区区政推進課企画調整係 猪野、小宮
電話：367-5632 FAX：365-1170
Eメール：se-kikaku@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 瀬谷区区民意識調査の結果を報告します

瀬谷区では令和5年度の調査から2年ぶりに区民意識調査を実施しました。調査では区民の皆さんの区政に対するお考えや身近な生活環境、生活の満足度などについてお伺いしました。

このたび調査結果がまとまりましたので全体版の公開に先立ち要点をお知らせします。調査結果は区政を進めるにあたっての基礎資料として活用していきます。

※全体版の公開は4月下旬を予定しています。

1 調査概要

- (1) 調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した区内に居住する18歳以上の3,000人
- (2) 調査期間 令和7年11月17日(月)から12月3日(水)まで
- (3) 調査方法 郵送による配布・回収及び電子申請による回答
- (4) 回収数 1,464(回収率 48.8%)

2 調査結果のポイント(抜粋)

(1) 定住意向

「現在のお住まいに住み続けたいと思いますか？」

「今住んでいるところに住み続けたい」または「瀬谷区内の違うところに住みたい」人が 73.3%となり、2年前(5年度:72.7%)と変わらず 7割を超える高い数値となりました。

(2) 健康

「ご自身の健康のためにどのようなことに気を付けていますか？」

「タバコを吸わない・やめた」人(※)が 44.0%となり、2年前(5年度:33.3%)よりも 増加しました。
(※)20代以上の人のみ回答

(3) 読書習慣

「過去1年間に何冊くらい本を読みましたか？」

「全く読まない」人が3割以上で最も多い一方で、年間10冊以上読む方も2割以上となりました。

(4) 防災

「ご家庭では、飲料水・食料・トイレパックについてどれくらい備蓄を行っていますか？」

「食料」や「水」を3日程度以上備蓄している人は 6割以上となりました。「トイレパック」を3日程度以上備蓄している人は2年前(5年度:39.4%)に比べて 5ポイント以上増加し、44.7%となりました。

(5) 区役所からの情報の受け取り方

「区が発信する情報を、普段どのような媒体から得ていますか？」

「自宅に届く広報よこはま瀬谷区版」が 71.9%、「自治会町内会からの情報(回覧板・掲示版等)」が 50.1%と、地域のつながりから区の情報を得ている人が多いほか、区のSNSから情報を得ている人が2年前(5年度:4.7%)に比べて4ポイント近く増加し、8.5%となりました。

(6) GREEN×EXPO 2027

● 「GREEN×EXPO 2027 が旧上瀬谷通信施設で開催されることを知っていますか？」

「知っている」人が 94.9%となり、2年前(5年度:84.1%)よりも 10ポイント以上増加しました。

● 「GREEN×EXPO 2027 に行ってみたいですか？」

「行ってみたい」人が 80.7%と、非常に高い数値となりました。

3 報告書

瀬谷区ウェブサイトにて、4月下旬に「報告書」「単純結果報告書」等を公表する予定です。

検索 🔍 瀬谷 区民意識調査



区ウェブページ

担当:瀬谷区 区政推進課 猪野、明地

電話:367-5632

FAX:365-1170

地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- 相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- 開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

担当 瀬谷区福祉保健課 柿澤・矢嶋・藤田(TEL:045-367-5758)

第5期瀬谷区地域福祉保健計画推進シンポジウムの報告について

「暮らしやすいまちづくりの計画（第5期瀬谷区地域福祉保健計画）」の公表の機会として、推進シンポジウムを開催しましたのでご報告いたします。各地区の皆さまにおかれましては多くの方の出席にご協力をいただき誠にありがとうございました。

本シンポジウムでは、令和8年度からスタートした第5期瀬谷区地域福祉保健計画について、全体計画の概要を紹介するとともに、12地区の代表の皆さまから地区別計画の発表を行っていただきました。多くの方にご参加いただき、各地区の取組や課題を共有する貴重な機会となり、瀬谷区が一丸となって本計画に取り組んでいく第一歩となる一日となりました。

自治会・町内会の皆さまにおかれましては、「暮らしやすいまちづくりの計画」についてぜひご理解いただき、今後も地域の皆さまとともに取組を進めていきたいと考えております。引き続き、ご協力をお願いいたします。

なお、取組を進めるにあたり、ご相談などがございましたら、各地区の地区支援チーム（区役所・区社協・地域ケアプラザ）までご連絡ください。

1 開催概要

- (1) 日時等 : 令和8年2月21日（土） 14時～16時 瀬谷公会堂
- (2) 来場者数 : 274人
- (3) 内容 : 第5期瀬谷区暮らしやすいまちづくりの計画について
計画の概要と全体計画の紹介
地区別計画の発表

2 資料

「第5期瀬谷区地福計画全域計画推進シンポジウム報告」

3 第5期瀬谷区地域福祉保健計画の今後の進め方について

令和8年度からスタートした第5期計画をさらに推進するため、地区支援チームの職員が担当地区をより深く知る取組として、まち歩きや地区の皆さまからお話を伺う機会を設けたいと考えています。地区支援チームからお声がけさせていただいた際には、地区の実情に応じて、可能な範囲でご協力いただけますと幸いです。

お問合せ先
瀬谷区福祉保健課運営企画係 柿澤・谷
電話 367-5743 / FAX 365-5718
メール se-chifuku@city.yokohama.lg.jp

第5期瀬谷区地域福祉保健計画推進シンポジウム報告

令和8年2月21日(土) シンポジウムを開催しましたので報告します。

令和8年度からスタートする、新しい「暮らしやすいまちづくりの計画」について紹介させていただきました。270名を超える沢山の皆さんにお越しいただきありがとうございました。

地区別計画の発表

12地区の代表の皆さんに「地区別計画」の策定にあたり工夫したことや、第5期計画で力を入れたいことなど、についてお話しいただきました。

みんなで笑顔あふれるまちを目指し、支え合い・健康づくり・担い手育成に取り組めます



阿久和北部地区
越後屋さん

祭りや防災、学校との協働を通じて、世代を超え支え合える地域づくりを進めていきます



阿久和南部地区
北井さん

住民参加の議論を重ねながら、ご近所チカラを大切にしたいまちづくりを進めていきます



三ツ境地区
酒井さん

住民の願いに応える地域づくりに加え、プラスワンとしてホームページ開設検討など新たな課題に取り組めます



瀬谷第一地区
水村さん

健康づくりと世代をつなぐ交流を大切にし、地中で実を結ぶ落花生のテーマのもと誰もが暮らしやすい地域を目指していきます



本郷地区
吉川さん

歴史と国際園芸博覧会の舞台という特色を活かし、みんなで支え合う笑顔の地域づくりを進めていきます



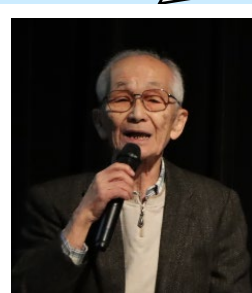
瀬谷北部地区
阿久津さん

策定会議の他、学校との連携のもと、見守り・防災や歩道整備等ソフト面だけでなく、ハード面も進めていきます



瀬谷第二地区
網代さん

連合解散後も、住民の見守りと交流の場づくりを続け、地域福祉活動を支援者と共に周知し、推進していきます



細谷戸地区
木下さん

マスコットキャラクターのよんたくんを軸に、子ども・大人・高齢者の三世代に分け安心して暮らせるまちづくりを進めていきます



瀬谷第四地区
彌登さん

年代や立場を超えた繋がりを大切に地域活動を進めます。中学生も含めた住民の投票で計画の“愛称”づくりにも取り組めます



南瀬谷地区
森谷さん

「向こう三軒両隣の顔の見える関係づくり」を目指し、防災・健康・助け合い・優しさ・活動拠点づくりを進めていきます



宮沢地区
清水さん

障害のある方たちとの交流や地域のつながりと助け合いを大切にし、地域のみんなが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます



相沢地区
紅林さん

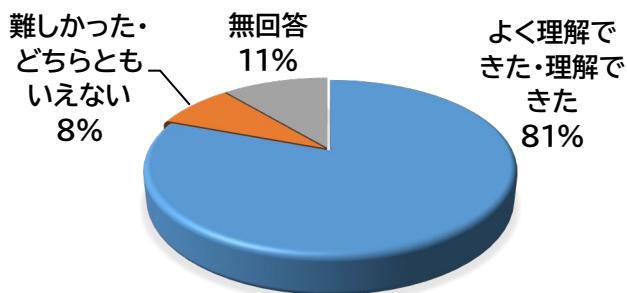
全体計画

区民、関係機関・活動団体・各種施設等、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの5者が取り組む計画で、基本目標の実現に向けて区に共通する課題をそれぞれの得意なこと・できることを計画として掲載しています。全体計画と地区別計画は、歯車のようにかみ合うことで、区の計画が進んでいきます。



参加者からの声を紹介します！ アンケート総数：171件（来場者274人）

計画の概要及び全体計画について



- ★全体計画の説明は、改めて理解を深められました。
- ★地域福祉の重要性を再認識できた。
- ★取り残しの無い福祉活動が大切と思った。
- ★理解はできるがボリュームが多く、難しさも感じました。
- ★こんなに多くの方が組織を作って活動されていることに敬意を表します。
- ★冊子にゆっくりと目を通したい。



地区別計画について

- ★各地区の取り組みを知る機会として、とても良い会だった。
- ★今まであまり関心なかったが、みなさんが地域の為に色々試みていることが良く分かった。
- ★人と話すこと、対話すること、ますます心がけようと思いました。
- ★地域の担い手の掘り起こしと育成が勉強になった。
- ★この計画をいかに実現していくかがポイントだと感じた。
- ★各地区で、それぞれ特徴のある計画をたて、実践されていることが伝わった。

その他の感想

- ★瀬谷区が一丸となって計画に取り組んでいくスタートの日になったと思います。
- ★皆が瀬谷区を盛り上げたいという気持ちが伝わってきました。
- ★多くの方が来ていて意識の高さを感じた。



瀬谷区地域福祉
保健計画キャラクター
せやちゃん

令和8年度から新たにスタートする、第5期「暮らしやすいまちづくりの計画」を多くの区民の皆さんに知っていただき、そして一緒に進めていきましょう。



瀬谷区 ちふく 検索

発表者のみなさま、ご参加いただいたみなさま、シンポジウムの開催にご協力いただきありがとうございました！

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出
必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 大内（康） 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp
--

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長
総務課長

地域活動推進費補助金関係書類の相談・申請について（ご案内）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 8 年 3 月区連会にてご案内しました地域活動推進費補助金等の相談・申請について、土曜日の窓口を開設いたしますので、ご活用ください（事前電話予約制）。

1 対象補助金

- (1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金
- (2) 町の防災組織活動費補助金

2 土曜（相談・申請）【事前電話予約制】

- (1) 日時（各時間帯に 2 団体）
5 月 30 日（土）、6 月 13 日（土）
①09：00～ ②10：00～ ③11：00～
④13：00～ ⑤14：00～
- (2) 場所
区役所 5 階大会議室
- (3) 電話予約開始日時
4 月 21 日（火）13：00～

※ 平日の相談・申請（08：45～17：00）につきましても、待ち時間短縮のため、**必ず事前にお電話でご予約**のうえ、ご来庁いただきますようお願いいたします。

【担当】瀬谷区地域振興課地域活動係
電話：045-367-5691 FAX：045-367-4423
Eメール：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

瀬谷まち歩きリーフレット

せやさんぽ

2027年3月開幕
GREEN×EXPO 2027
開催地!

歩いて発見
花・農食・歴史
瀬谷めぐり

せやさんぽお土産

Yummy! 美味しい瀬谷をお届け!

- 瀬谷じまん** (Yakimashi)
 - 和菓子 佐とう (瀬谷区瀬谷2-16) ☎045-301-5937
 - 瀬谷区瀬谷2-16 ☎045-366-3355
 - 水曜(祝日の場合は営業)
- 焼きドーナツ**
 - パティスリー モンパネ (瀬谷区瀬谷6) ☎045-366-3355
 - 瀬谷区三ツ境5-9-4 ☎045-366-3355
 - 水曜(祝日の場合は営業)
- 蜂蜜**
 - 販売場所は「就労継続支援B型事業所『ぼんの木』」→ 協賛店D3
 - 古民家 cafe x beer 花やしき →P3
 - たなか cafe こらん・P5
 - our house →P5
 - 生産者: 一般社団法人 セヤミツラボ
- パウムクーヘン**
 - オガスタミルケム Farm (瀬谷区瀬谷2-11-11) ☎045-489-6211
 - 瀬谷区久和南3-11-11 ☎045-489-6211
 - (11~3月中旬は月曜定休)
- 焼き菓子**
 - お菓子工房 Keimin (瀬谷区瀬谷2-37-19) ☎090-5564-4285
 - 瀬谷区久和南2-37-19 ☎090-5564-4285
 - 年末年始/不定休

FunFun! せやさんぽ イベント

1年を通して楽しさ満載!

- 春** 華やか春のひな祭り展示
 - 開催予定: 2~3月
 - 長閑門公園 (瀬谷区久和東1-17) ☎045-364-7072
- 夏** 七夕灯籠祭り
 - 開催予定: 7月
 - 三ツ境駅一長閑門公園 プラザなど (瀬谷区久和東1-17) ☎045-364-7072
 - (七夕灯籠祭り実行委員会事務局)
- 秋** 瀬谷ふるさとウォーク大会
 - 開催予定: 11月
 - 瀬谷区役所前など (瀬谷区役所地域振興課) ☎045-367-5632
 - (瀬谷区役所地域振興課)
- 冬** 駅前イルミネーション
 - 開催予定: 11~1月
 - 瀬谷駅前 (瀬谷区役所地域振興課) ☎045-367-5632
 - (瀬谷区役所地域振興課)

ひな人形とつし雛の展示 | 七夕灯籠祭り | 瀬谷ふるさとウォーク大会 | 瀬谷駅前イルミネーション

作成・問合せ 瀬谷区地域振興課 TEL:045-367-5693 FAX:045-367-4423 発行:2026年4月
掲載データは2025年12月時点のもので(写真データは12月以前のものがああります。変更されている場合がありますので、ご利用の際は事前にご確認ください。また、本誌で掲載された内容により生じたトラブルや損害等については、作成者では補償いたしかねますので、あらかじめご了承のうえご利用ください。

せやの魅力

魅力① アクセス良好

瀬谷区ってこんなところ!

相鉄本線の「三ツ境駅」や「瀬谷駅」からのアクセスが便利で、新宿からは電車で約60分と、相鉄・JR直通線の開通によりスムーズに來ることが出来ます。羽田空港からは電車で約60分と、基本的に乗り換え1回で到着できます。新大阪からは新横浜経由で約2時間40分と、関西圏からのアクセスも良好です。

電車: 羽田空港(約35分) → 東京(約30分) → 新宿(約60分) → 三ツ境/瀬谷(約25分)

新幹線: 新大阪(約2時間10分) → 新横浜(約30分) → 三ツ境/瀬谷(約10分)

車: 東京方面(約50分) → 横浜町田IC(約10分) → 瀬谷(約10分)

※時間帯によって到着時間が異なります。

魅力③ ユニークな見どころがたくさん

瀬谷区にビーチ!?

瀬谷区の自然と共に、新鮮ミルクを楽しむファーム

歴史と自然が織りなす、心安らぐ憩いのオアシス

スポーツの楽しさを広げる、アクティブスポット! P3 ③

魅力② 農業が盛ん

瀬谷区は市内18区中、第2位の農地面積割合を誇り、四季を通じて様々な農産物を味わうことができます。 ※目安(2020年農林業センサスより)

瀬谷の農産物

横浜瀬谷うど

旧上瀬谷通信施設の地下で半世紀にわたり作られていた、歴史ある名産品。透き通る白さとシャキッとした食感が特徴です。

浜なし

限られた生産者だけが栽培する“浜なし”。瀬谷区でも育てられ、収穫したての新鮮さが魅力です。

瀬谷の旬カレンダー

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
瀬谷うど												
キャベツ												
大豆(枝豆)												
黒玉落花生												
ブドウ												
アジ												
サツマイモ												
ハクサイ												

販売場所は「JA横浜/ハマツ子」直売所瀬谷店 P3① など

農産物スポット

19 石川果樹園 直売所

ナシ・イチジク・カキ・キウイフルーツ等を栽培、販売。

瀬谷区橋戸3-18-22 (地図参照) ☎090-8740-2308

営業時間: 8月上旬~9月中旬→火、木、土曜(10:00~14:00)→ナシイチジク
10月上旬~11月下旬→火、木、土曜(10:00~12:00)→カキ・キウイ
11月下旬~2月上旬→火、土曜(10:00~12:00)→キウイ

販売場所は右記「石川果樹園 直売所」など

魅力④ 歴史と自然を感じられる

瀬谷の歴史に親しむ

自然の中でリフレッシュ

瀬谷八幡めぐりコース

和泉川の水辺散策コース

詳しくは地図面へ!

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月横浜・上瀬谷

GREEN×EXPO 2027 会場周辺

Google mapでもスポットの位置を確認することができます!

- 1 JA横浜 「ハマツ子」直売所 瀬谷店
- 2 瀬谷市民の森
- 3 ロベビーチパーク Supported by F.O.P.inc
- 4 古民家 cafe x beer 花やしき

瀬谷区でビーチスポーツが楽しめる唯一の施設

地域で育てた旬の野菜を味わおう

瀬谷区で「ハマツ子」直売所瀬谷店

地元産の新鮮野菜や、果物、お米、精肉(牛・豚)、加工品、花、糖木などが盛りだくさん

瀬谷区本郷2-32-10 ☎045-304-9599

※第1火曜(祝日の場合は第2火曜)、年末年始

瀬谷区竹村町24-1 ☎045-301-0090

※月、火、日曜

瀬谷区でビーチスポーツが楽しめる唯一の施設

日本一の実績を持つビーチサッカーチーム「ルヴェ横浜」の本拠地です。

瀬谷区本郷3-21-2 ☎045-301-0090

問い合わせはHPより

瀬谷クイズ答え [01]A. 家賃着 [02]B. 養蚕 [03]B. アジサイ [04]C. コノハスク

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village(ビレッジ)」と花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」が展開されます。美しい庭園、世界中の食・文化、最先端の園芸や農業の技術など、さまざまな世界を体験できます。

開催地 旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

開催期間 2027年3月19日(金)~9月26日(日)

テーマ 「幸せを創る明日の風景」~Scenery of the Future for Happiness~

瀬谷の花に関するイベント・取り組み

瀬谷オープンガーデン

フラワーロードプロジェクト

春の瀬谷を歩きながら、個人のお庭や地域の花壇を楽しむ「オープンガーデン」。色とりどりの花々が皆さんをお迎えします。地図を片手に、瀬谷の花めぐりいっしょに出かけませんか?

開催予定: 4月上旬~5月上旬

瀬谷区内全域 ☎045-367-5632(瀬谷区役所地域振興課)

海軍道路(1~4)を季節の花で彩る、高校生を中心とした地域参加型の「フラワーロードプロジェクト」。年2回花植え活動を行い、地域貢献やGREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成を目的としています。

開催予定: 5月、12月(※詳細は、学校HPで告知します。)

☎045-461-9555 ☎045-301-6747

(神奈川県立瀬谷高等学校)

瀬谷駅周辺

Google mapでもスポットの位置を確認することができます!

- 1 たまごcafé ごはん
- 2 our house
- 3 Cafe Calm
- 4 1tas1
- 5 あじさいプラザ

瀬谷の野菜や果物を使ったお食事とクレープ

アートに出会えるカフェ&ギャラリー

身近なアートと文化に触れる!

瀬谷の野菜や果物を使ったお食事とクレープ

瀬谷区瀬谷4-9-1 ☎045-301-5505

※日曜、祝日、夏季、冬季、GWなど

瀬谷区瀬谷5-2-1 ☎090-5440-1850

※月、火曜

瀬谷区中央38-7 ☎045-489-9104

※水、日曜、祝日

瀬谷区瀬谷4-4-10 ☎045-301-3500

(ライブラリー瀬谷3階・4階) ☎045-301-3500

※第2火曜、年末年始

三ツ境駅周辺

Google mapでもスポットの位置を確認することができます!

- 1 ファミリーアイランド さくらゆ
- 2 白姫神社
- 3 プーランジェリー ルレイ
- 4 角よし
- 5 珈心館

自家製とこだわりの贅節を使ったお出汁が絶品

落ち着いた雰囲気、昭和レトロな喫茶店(喫煙可)

白姫神社は「美しいお姫様」の地域の氏神様です

男女日替わり12種類の風呂と露天風呂とサウナ

駅から徒歩3分! 種類が豊富なパン屋さん!

瀬谷区三ツ境4-3 ☎045-391-3037

瀬谷区三ツ境14-8 ☎045-364-8481

※水曜(第4本曜休)

瀬谷区三ツ境2F ☎045-364-8481

※水曜(第4本曜休)

瀬谷区三ツ境12-10 ☎045-391-0034

※火、金曜

瀬谷区三ツ境8-17 ☎045-391-0034

※火、金曜

